

## 春日井市消防本部地震体験車派遣要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の向上を図り、自助による災害対応力の強化及び具体的な防災行動の実践を促進するため、春日井市消防本部が所有する地震体験車の派遣について必要な事項を定めるものとする。

### (派遣対象)

第2条 地震体験車の派遣は、次に掲げる市内で開催する行事を対象とする。ただし、営利的、政治的又は宗教的なものを除く。

- (1) 自主防災組織等が行う地域防災訓練
- (2) 学校、幼稚園又は保育園が行う防火教室又は防災教室
- (3) こども会、スポーツ少年団等が行う防災イベント
- (4) 前3号に定めるもののほか、消防長が適当と認める防災に関する行事

### (派遣日及び派遣時間)

第3条 地震体験車を派遣することができる日時は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く午前9時から午後4時までとする。ただし、消防長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により地震体験車の派遣を行わない日があるときは、市のホームページ等により周知するものとする。

### (派遣の申請)

第4条 地震体験車の派遣を希望する者は、派遣を希望する日の1か月前までに地震体験車派遣申請書(別記様式)を提出し、又はあいち電子申請システムに必要な事項を入力しなければならない。

2 消防長は、前項の規定による申請があったときは、派遣の可否を申請者に通知するものとする。

### (運用の中止)

第5条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地震体験車の派遣を

中止する。この場合において、消防長は、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

- (1) 雨や雪、強風等の荒天のとき。
- (2) 車輛の修理、点検等のため必要があるとき。
- (3) 大規模災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 地震体験車の派遣に必要な職員を確保することが困難なとき。

2 前項の規定によって生じた損害については、消防長はその責めを負わない。

(操作を行う者)

第6条 地震体験車の起震装置の操作は、消防長が指定する者が行うものとする。

(事故等に対する責任)

第7条 地震体験車の利用中に利用者の過失により発生した事故等による損害に対する賠償は、利用者の責任において対処するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地震体験車の運用について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、令和8年3月27日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による地震体験車の派遣の申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。

3 令和8年4月1日から同月30日までの派遣に係る申請の期日については、令和8年3月31日とする。

## 地震体験車派遣申請書

(あて先)  
春日井市消防長

年 月 日

(申請者)

団体名  
住 所  
氏 名  
電 話

※日中連絡ができる電話番号を記入してください。

地震体験車の派遣を次のとおり申込みます。

日 時	令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分		
行 事 名		人数	人
場 所 (公園・公共広場等)		使用許可	
運行場所の確認	必ず現地確認をして☑をお願いします <input type="checkbox"/> 敷地内に進入できるか 幅 2.3m、長さ 6.8m、高さ 3.3m (車両寸法) 以上が必要 <input type="checkbox"/> 使用する場所は確保できているか 幅 5.5m、長さ 9m、高さ 4.5m以上が必要 <input type="checkbox"/> 強固な場所で使用予定か 急傾斜地ではないか マンホール・止水栓・汚水柵等の蓋破損の恐れはないか		
※ 受 付	※ 調 整 事 項		

## 注意事項

- (1) 申請書は春日井市役所 7 階消防本部消防救急課地域防災担当へ利用希望日の 1 か月前までに提出してください。
- (2) 雨や雪、強風等の荒天時または担当者の判断で、訓練当日に派遣を中止する場合があります。
- (3) ※欄には記入しないでください。